

平成二十年十二月十五日提出
質問第三四七号

北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組が著しく異なる理由等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組が著しく異なる理由等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第三一一号）並びに「政府答弁書」（内閣衆質一七〇第二九三号）を踏まえ、再質問する。

一 本年九月四日、谷崎泰明外務省欧州局長が北海道根室市を訪問し、北方領土を納沙布岬から視察すると共に、長谷川俊輔市長、元島民らと意見交換等をした。前回質問主意書で、右の谷崎局長による根室市への訪問と同趣旨の、隠岐の島町等、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体の住民との竹島問題についての意見交換等を通じ、竹島問題の解決に向けた地ならしを目的とする、政府職員による地方自治体への訪問はこれまでなされたことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて、何をもって『竹島問題の解決に向けた地ならしを目的とする』と判断すべきかが必ずしも明らかではないこともあり、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方が言う訪問の趣旨とは、本年十二月二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七〇第二五五号）で外務省が「御指摘の者は、元島民等の関係者との北方領土問題に関する意見交換等を目的として、出張したものである。」と説明している、谷崎局長の訪問と全く同趣旨の、その目的を北方領土問題から竹島問題へと変えただけの、最終的には竹島

問題の解決を目指した、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体の長または職員、住民との意見交換等を目的とするものであるが、右の趣旨の下、外務省職員はじめ我が国の領土問題の一つである竹島問題の解決を担当する政府職員による、隠岐の島町等、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体への訪問はなされたことがあるか。

二 一で、なされたことがあるのなら、その直近五事例を明らかにされたい。

三 一で、なされたことがないのなら、その理由を明らかにされたい。

四 本年十一月二十二日、佐藤勉内閣府沖縄北方担当大臣が北方領土視察のため根室市を訪問した。右に關し、北方領土問題と並び我が国が抱える領土問題の一つである竹島問題について、この度の佐藤大臣による北方領土視察の様に、我が国の国務大臣による竹島の視察（以下、「視察」という。）はこれまで行われたことがあるか否か、また、あるのなら、その日にち、国務大臣の氏名、視察方法等を、ないのなら、その理由を明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁で政府が、答弁することが困難であるとしているのは、①「視察」がこれまで行われたことがあるか否かについての調査

をすること、②「視察」が行われていることは確かだが、その日にち、国務大臣の氏名、視察方法等についての調査をすることのどちらについて、「膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である」と答弁しているのか、明確な説明を求めらる。

五 一と四の答弁は、要するに、国務大臣はじめ政府職員による、最終的には竹島問題の解決を目指した、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体の長または職員、住民との意見交換または竹島の視察等を目的とする、隠岐の島町等、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体への訪問は、これまで一切なされたことがないということを目指しているのではないか。

六 政府として今後、北方領土問題だけではなく竹島問題についても、五で述べた趣旨の国務大臣はじめ政府職員による隠岐の島町等、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体への訪問を行うべきではないのか。

政府の見解如何。

右質問する。